

## ●規程改正の概要

要 旨	<p>「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法」等の一部改正に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則」等の一部改正を行う。</p>
	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則及び地方独立行政法人山梨県立病院機構職員退職手当規程の一部改正（規程第●号）</p> <p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和元年 6 月、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定による地方公務員法の一部改正により、職員が成年被後見人等となった場合における失職等について定めている欠格条項が削除された（公布の日から起算して 6 月を経過した日（令和元年 12 月 14 日）から施行）。</li> <li>○ 本改正は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るためのものである。</li> <li>○ これらを踏まえ、設立団体である県は、当該欠格条項に係る規定を引用している部分の規定及び国の退職手当制度に準じた制度としている部分の規定について所要の改正を行っており、当機構も同様の改正を行う。</li> </ul>
内 容	<p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 就業規則の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員が、成年被後見人等に該当するに至ったときは、その職を失うとする規定（規則第 9 条第 1 項第 1 号）を削除する。</li> <li>② その他、所要の整理を行う。</li> </ul> <p>(2) 職員退職手当規程の改正</p> <p>山梨県職員の退職手当に関する規則の一部改正に鑑み所要の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 失業者の退職手当の支給要件を定める規定から、地方公務員法第 16 条第 1 号（成年被後見人等）に該当して同法第 28 条第 4 項により失職した場合を削除する。</li> <li>② 妊娠、出産等を理由とする失業者の退職手当の受給期間延長の申出期限を延長する。</li> </ul> <p>※「失業者の退職手当」について、妊娠、出産等を理由とする当該手当の受給期間延長の申出期限が次のとおり変更された。</p> <p>〈変更前〉妊娠、出産等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から起算して 1 か月以内</p> <p>〈変更後〉退職の日の翌日から起算して 4 年以内</p> <p>※失業者の退職手当制度：公務員退職時（原則として勤続期間 12 月以上）において、退職時に支給された「退職手当の額」（A）が雇用保険の「失業等給付」（B）に満たない場合に、その差額分（B-A）を限度として支給する制度</p>
施 行 期 日	<p>令和元年 12 月 19 日から施行する。ただし、2 (1) ②及び2 (2) ①については、令和元年 12 月 14 日から適用する。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則 新旧対照表（令和元年12月14日適用）

新	旧
<p>第9条 職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、山梨県の条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失う。</p> <p>一 <u>二～三</u> 略</p>	<p>第9条 職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、山梨県の条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失う。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人 二～四 略</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則 新旧対照表（令和元年12月19日施行）

新	旧
<p>第38条 略 2 職員は、前項各号の規定により就業の禁止を命じられた場合は、その期間を傷病休暇又は特別休暇によることができるものとする。</p> <p>附 則（令和元年規程第〇〇号） この規程は、令和元年12月19日から施行する。</p>	<p>第38条 略 2 職員は、前項各号の規定により就業の禁止を命じられた場合は、その期間を病気休暇又は特別休暇によることができるものとする。</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構退職手当規程 新旧対照表（令和元年12月14日適用）

新	旧
第20条 第17条第1項に規定する特定受給資格者に相当する者は、次のとおりとする。 一～二 略	第20条 第17条第1項に規定する特定受給資格者に相当する者は、次のとおりとする。
三～五 略	一～二 略 三 地公法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第一号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者 四～六 略

地方独立行政法人山梨県立病院機構退職手当規程 新旧対照表（令和元年12月19日施行）

新	旧
<p><b>第22条 略</b></p> <p>2 前項に規定する申出は、第17条第1項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）にしなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p><b>第22条 略</b></p> <p>2 前項に規定する申出は、第17条第1項に規定する理由に該当するに至つた日の翌日から起算して1月以内にしなければならない。</p>
<p>附 則（規程第○○号）</p> <p>（施行期日）</p>	
<p><b>第1条</b> この規程は、令和2年12月19日から施行する。</p>	
	<p><b>第2条</b> 改正後の地方独立行政法人山梨県立病院機構退職手当規程（以下、「改正後の規程」という。）第22条2項の規定は、改正後の規程第19条第1項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が令和2年12月19日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が令和2年12月19日前にある者からの申出については、なお従前の例による。</p>